

日 時：令和 7 年 10 月 29 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、

小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、

香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第338回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は三つです。

議題 1 「EUの十分性認定の対象範囲の拡大への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 EUの十分性認定の対象範囲の拡大への対応について、御説明いたします。

資料 1-1 を御覧ください。当委員会は、欧州委員会司法・消費者総局との間で、EUによる日本への十分性認定の対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大する協議を行っています。手塚委員長と欧州委員会・マグラー委員が、9月18日、マグラー委員の来日に合わせて、当委員会において会談を実施し、当該協議の進捗を確認するとともに、今後の作業日程等について議論いたしました。会談の実施後、共同プレス声明を発出しており、資料 1-2 が共同プレス声明の原文、資料 1-3 が事務局作成の仮訳となります。

つづきまして、今般の共同プレス声明のポイントについて御説明いたします。改めて資料 1-1 を御覧ください。共同プレス声明では、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大協議について、特に学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎しました。

また、公的部門についても、十分性認定の対象範囲拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認することで一致しています。

その他、信頼性のある自由なデータ流通の推進に対する双方のコミットメントを再確認するとともに、2024年3月に欧州委員会が立ち上げた「十分性ネットワーク」が DFFT の推進に果たす役割を強調し、次回会合に期待することとしています。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、私からまず 1 点、その後、これまでの経緯を踏まえて大島委員からもコメントをいただきたいと思います。

それでは、まず私から一言申し上げます。

事務局から報告のあったとおり、9月18日、マグラー委員と会談を行いました。今年5月の私の委員長就任後、欧州委員会において十分性認定を所管されているマグラー委員とお話しする初めての機会となりました。今回の会談における重要な協議事項は、長らく進めている十分性認定の対象範囲の拡大の協議について、一定のスケジュールを意識して詰めの協議を行うという点と、相対的に作業が進んだ学術研究分野とともに、公的部門についても遅滞なく検討を進め、両者そろって決着させるという点について、双方の認識を共通のものとすることでした。

今回の共同プレス声明では、これらの点についての双方の共通認識を示すことができたと思います。これは大きな進展であったと考えています。事務局においては、本会談での成果を活かし、対象範囲を拡大させた日EU相互認証の早期発効に向けて、引き続き努力してもらいたいと思います。

以上でございます。

では、続いて大島委員、お願いします。

○大島委員 ありがとうございます。

私も欧州委員会のマグラー委員とは、手塚委員長の就任前、今年4月9日にブリュッセルで会談しております。日EU相互認証の拡大について協議を行ったものであります。

今般、手塚委員長が、EU側のカウンターパートであるマグラー委員と直接会談し、今年4月に私が実施した会談から更なる進展が見られたことは大変喜ばしいものと感じております。特に、4月の会談の際には、決定に向けたスケジュールのイメージが明確でなく、また、EU側から学術研究分野を先行させたいとの意向が提示され、今後の進捗の不安材料になることが懸念されたところです。今回の会談を通して、その懸念点が相当程度、軽減できたのではないかと理解しております。

相互認証の枠組みの更なる発展は、当委員会の国際戦略においても最優先課題とされており、引き続いての協議の進展に大いに期待したいと思います。

以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「第47回世界プライバシー会議（GPA）結果報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和7年9月15日から19日まで、韓国・ソウルで開催された第47回世界プライバシー会議に、当委員会より、手塚委員長、浅井委員、石井専門委員、水島専門委員等

が出席しました。

「日常生活におけるA I : データとプライバシーについて」をテーマとして、韓国個人情報保護委員会が主催。初日のサイドイベントやレセプションに続き、2日目、3日目はオープンセッションが行われ、G P Aの各参加国・地域のデータ保護・プライバシー機関、民間企業、学識経験者等、65か国・地域から1,200名超が参加。4日目、5日目は各国・地域のデータ保護・プライバシー機関のみが参加するクローズドセッションが開催されました。

開会挨拶において、韓国個人情報保護委員会のコ・ハクス委員長は、A Iとデータ活用の課題は国境を越えて同時に発生しているが、個々の国・地域だけでの対応では限界があることに触れつつ、A Iの恩恵が世界に均等に行き渡らなければ、恩恵を受けられない国がより大きな格差やリスクにさらされる可能性を指摘。

開会式に続き、A Iを中心に15を超える基調講演やパネルセッション等が行われました。A I開発が急速に進む中でのデータガバナンスやデータ保護法の在り方、越境データ移転における相互運用性拡大、データ保護を確保しつつイノベーションを促進するため、仮名化データや合成データを医療分野等において活用することへの期待、世界的にデータ保護・プライバシー機関が新設される中での課題や支援策、といったテーマについて議論が行われました。

クローズドセッションでは、A Iやデジタル市民権に関する3本の決議が、有志国・地域によって提出されたほか、議長や執行委員の選出、今後の開催国や新規加盟メンバーといったG P Aの組織運営についての議論が行われました。また、執行や教育分野における各ワーキンググループからの活動報告も行われています。

オープンセッション「データ越境移転における相互運用性の拡大」への登壇について。A Iの普及により、国境を越えて膨大なデータ処理が行われる中、各国・地域の法制度間における相互運用可能で自由・安全な越境データ移転メカニズムをどのように確立していくか議論しました。日本からは、浅井委員がパネリストとして登壇し、信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）推進における日本のリーダーシップ、無制限なガバメントアクセスがデータの自由な流通を阻害し得ること、多様な越境移転ツールの中から事業者が最適なスキームを選択できる環境整備の重要性、イノベーション促進の必要性等について発信しました。

クローズドセッション「ターゲティング広告：新たな課題」への登壇についてターゲティング広告は、個人の行動データ収集や分析が高度化する中、アプリやウェブの運営者や広告主等、複数の利害関係者が関与する複雑な仕組みで成り立っていますが、潜在的リスクや影響についてユーザーへの情報提供が不十分で理解が促進されていないことにつき、各国の法制度、規制、教育といった観点から議論しました。

日本からは、石井専門委員がパネリストとして登壇し、日本の制度等を説明しつつ、ユーザーへの啓発の重要性や課題等について発信しています。

他国データ保護機関との会談について本会議と並行し、下記の個人情報保護機関と会談を実施し、意見交換を行いました。手塚委員長におかれましては、カナダ・デュフレーヌ委員、スイス・ロブシガー委員、韓国・コ委員長、アルゼンチン・アンカレナ長官とバイ会談を実施しました。浅井委員におかれましては、シンガポール・ルー委員とバイ会談を実施し、英国データ保護機関主催「被十分性認定国ラウンドテーブル」へ出席しました。

次回会議は、令和8年秋、アラブ首長国連邦ドバイにて開催予定です。

御説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、まず会議に出席された浅井委員からコメントをいただき、その後、私からも一言申し上げたいと思います。

それでは、まず浅井委員、お願いします。

○浅井委員 ありがとうございます。

今回、GPAというグローバル規模の国際会議に参加し、幅広い分野に関するセッションを聴取し、多くの学びがございました。また、私自身を含め、当委員会から複数のパネルセッションへの登壇機会があり、個人情報保護委員会の取組を国際的に発信する大変意義深い機会となりました。

私は、これまで毎年のGPA総会へ参加してまいりました。対面開催では、2022年トルコ、2023年バミューダ、2024年ジャージーに続きまして、今回の韓国で4回目となりました。対面参加を重ねて、他国・地域の個人情報保護当局等、多数のカウンターパートとのコミュニケーションを深めることで、有益な人的ネットワークを構築することができたと思います。

GPAは、当委員会の取組を積極的に発信する場であり、また、プレゼンス向上に貢献できる重要な機会であると考えます。

以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、私からも一言申し上げさせていただきます。私は、今回初めてのGPA出席となりました。本会議は、AIをテーマとして開催されたのですが、主催国韓国の本会議にかける熱意、さらには、国家を挙げてAIを推進していく姿勢に非常に感銘を受けたところです。

その後、国内業務の関係からオープンセッションのみの参加となりましたが、基調講演や各セッションを聴取することで、最新の国際的な潮流の把握に努めました。

また、事務局からの説明にもありましたが、GPAと並行して、海外の個人情報保護機関とのバイ会談を4件実施いたしました。このバイ会談では、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進のための取組を含め、日本の立場を発信するとともに、MOCの協力覚書締結の可能性を探るなど、関係強化のための率直な意見交換を通じて、相互理解

を深めることができました。引き続き、持続的な協力関係の構築を進めてまいりたいと考えております。

今回、初めてGPAに出席いたしましたが、他国・地域の個人情報機関や関係団体等、多くの関係者と直接意見交換を行い、大変有意義な機会となったと認識しております。引き続き、当委員会の取組を積極的に発信しながら、プレゼンスの向上を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

なお、当日出席されましたが、本日御都合がつかず欠席されております水島専門委員からコメントを預かっているということですので、事務局から代読願います。

○事務局 水島専門委員からのコメントです。「GPA総会に出席し、国際的動向の把握及び各国当局との連携構築を図りました。今後は、本総会で得た知見と構築した関係を活かし、PPCの国際的プレゼンスの一層の向上に貢献したいと考えております。」

以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、そのほかの御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

つづきまして、議題3「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和6年度分の特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告につきまして、説明させていただきます。

本報告は、平成29年度から実施され、今回で9回目の報告となっております。

1ページ目を御覧ください。1の「対象機関」について、都道府県、市区町村及び基礎項目評価書を提出した教育委員会等の2,205機関を対象としております。

2の「報告結果等」についてです。令和7年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

報告結果につきましては、2ページ目を御覧ください。今年度については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の遵守状況の確認精度を高めるため、「研修未受講者への対応」と「ログの分析等」の報告項目を追加しております。

1の「安全管理措置の実施状況」について説明させていただきます。

「規程及び事務の範囲」は、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答しておりました。全ての機関において速やかに規程等の整備が行われるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている取扱要領の例、「地方公共団体等における保有個

人情報等取扱要領等」の案内を行うことを考えています。

次ページを御覧ください。「研修」については、①から⑤についてほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答していました。研修を開催していない機関においては、「研修を実施するための体制が整備されていない」、「他の未実施の研修等もあり、スケジュールが確保できない」等の回答がありました。

「実施できない」と回答している機関に対して、専門的な知識がなくても研修を実施できるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている研修資料の案内を行うことを考えています。

また、今年度より報告を求めております「未受講者の確認状況」については、受講確認を行っていない機関又は一部未受講者がいた機関が3分の1ほどありました。「未受講者の確認状況」については、受講確認を行っていない機関においても「令和7年開催予定の研修では受講の状況を確認する」等の回答があったところですが、未受講者へのフォローアップに資するよう、「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」の研修出欠リストの活用を案内することを考えております。

次のページを御覧ください。「管理状況の把握」は、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答しておりました。未実施の機関については、「実施するための体制が整備できていない」、「知識を持つ職員が少ない」等の回答がありました。

これらの対応としまして、監査の手法が分からぬ機関でも実施できるよう、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル」の案内を行うことを考えています。

また、ログの分析については、ログの分析等の手法が分からぬ機関でも実施できるよう、ログの分析等の手引書を提供し、個別に助言等を行うことを考えています。

今年度より報告を求めております「ログの分析等の実施頻度」ですが、特定個人情報等へのアクセスログの記録と分析・確認において、「実施済」と回答した機関のうち、約16%の機関が、ログの分析等の実施頻度を「不定期又は必要に応じて随時」と回答していました。なお、「不定期又は必要に応じて随時」と回答した機関等に対しては、参考情報として「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」を案内することを考えております。

次のページを御覧ください。「システム及び機器等の管理」について、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答していました。

①及び②の未実施の機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答がありました。

これらの対応として、必要かつ適切な安全管理措置を速やかに実施するよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の該当箇所を案内し、盗難・紛失防止策や端末への接続制限を確実に対応していただくことを促すことを考えております。

次のページを御覧ください。「データ入力業務における委託及び再委託の実施状況」についてです。はじめに、「委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」についてです。①の事前確認については、ほとんどの機関が「実施」と回答していました。①及び②が未実施となっている機関においても、過半数の機関から「令和7年度中に実施に向け対応する」等の回答がありました。

つぎに、「再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」についてです。①の「再委託の許諾手続」については、全ての機関が「実施」と回答していました。②の「許諾前における再委託先の事前確認」と③の「委託先の再委託先に対する監督状況の確認」については、未実施となっている機関においても「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和7年度から確認する」等の回答がありました。委託・再委託先の特定個人情報の取扱いの把握について、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行うことを考えています。

以上、全体としておおむね必要な措置が講じられていることを確認いたしました。引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、関係団体の協力も得ながら各種の取組を実施していきたいと思います。

なお、本結果については、委員会後、報道発表を予定しております。

報告は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員。

○清水委員 御説明どうもありがとうございました。

1点、意見を申し述べさせていただきたいと思います。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の安全管理措置の遵守状況の確認精度を高めるため、今年度の定期的な報告においては、「研修未受講者への対応」と「ログの分析等」の報告項目が新たに追加されました。

一方で、番号法に基づく立入検査におきましては、定期的な報告における報告項目以外の項目においても、不備事項が認められていると承知しております。立入検査の結果を踏まえ、引き続き、報告項目の変更等を御検討いただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 事務局からどうぞ。

○片岡参事官 御助言いただきましてありがとうございます。

清水委員からお話しいただきました、今年度、新たに追加した報告項目については、他の報告項目よりも未実施となっている割合が高くなっていることが確認されておりまして、これまでの定期的な報告の項目では見いだすことができなかつた点を明らかにすることができます。御指摘いただきましたとおり、立入検査の結果を踏まえまして、来年度の調査において、報告内容の一部見直しを検討することといたします。

具体的な見直しとして、例えば、立入検査において、サーバの管理等の物理的安全管理措置についての指摘が目立っていることを踏まえまして、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」で求めております情報システム室等の入退室の記録などの措置に関する項目を、来年度の調査における項目として追加することなどを検討したいと考えております。

以上でございます。

○手塚委員長 よろしいですか。

そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。